

諮問第 610 号
環地総発第 2405072 号
令和 6 年 5 月 7 日

中央環境審議会
会長 高村 ゆかり 殿

環境大臣 伊藤 信太郎
(公 印 省 略)

気候変動影響の評価について（諮問）

気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、気候変動影響の評価について貴審議会の意見を求める。

（諮問理由）

気温の上昇、大雨の頻度の増加や、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加など、気候変動及びその影響が全国各地で現れており、さらに今後、長期にわたり拡大するおそれがある中、我が国における気候変動適応を推進するため、平成 30 年 6 月に気候変動適応法（以下「適応法」という。）が成立した。

適応法においては、環境大臣は、気候変動及び多様な分野における気候変動影響の観測、監視、予測及び評価に関する最新の科学的知見を踏まえ、中央環境審議会の意見を聴いて、気候変動影響の総合的な評価についての報告書を作成し、公表することとされており、令和 2 年 12 月に「気候変動影響評価報告書」を公表したところ。

適応法においては、おおむね 5 年ごとに、気候変動影響の総合的な評価についての報告書を作成し、公表することとされていることから、最新の科学的知見を踏まえた次期「気候変動影響評価報告書」の作成に向け、貴審議会の意見を求めるものである。

中環審第1314号
令和6年5月16日

中央環境審議会 地球環境部会
部会長 大塚 直 殿

中央環境審議会
会長 高村 ゆかり
(公印省略)

気候変動影響の評価について（付議）

令和6年5月7日付け諮問第610号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、地球環境部会に付議する。

気候変動影響評価・適応小委員会の設置について

令和 5 年 6 月 26 日
地球環境部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり決定する。

1. 中中央環境審議会地球環境部会に、議事運営規則第 8 条の小委員会として同部会に置かれている気候変動影響評価等小委員会を改組し、気候変動影響評価・適応小委員会を置く。
2. 気候変動影響評価・適応小委員会は、気候変動適応法（平成三十年法律第五十号）の規定に基づき、気候変動影響の評価や、同法の施行状況の検討及び検討結果に基づく所要の措置等について審議する。
3. 気候変動影響評価・適応小委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。